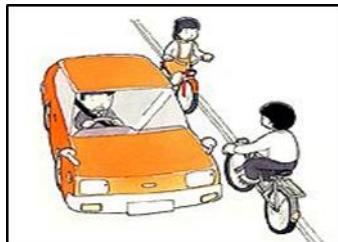


交通安全テスト

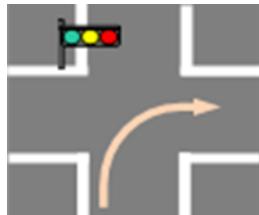
(中学・高校生用)

正しいものには○を、まちがっているものには×を記入してください。

- ① 自転車は道路の端であれば、左右のどちらの端を走行してもよい。



- ② 自転車で走行中、交差点を右折する時は、車と同じように右折してもよい。



- ③ 下図の信号が青色の灯火の場合、自転車は直進、左折、右折をすることが出来る。



- ④ 携帯電話（スマートフォン）を手に持って通話したり、表示されたゲーム等の画像を見ながら自転車を運転してもよい。



- ⑤ 「自転車歩道通行可」の標識がある歩道を走る際、歩道の車道寄りをすぐに停止できる速度で走行する。



交通安全テスト 平成28年12月号

解答・解説 (中学・高校生用)

① 自転車は道路の端であれば、左右のどちらの端を走行してもよい。【×】

A : 車道の左側端を走行しなければならない。

- 道路交通法第17条第4項（通行区分（抜粋））

車両は道路（歩道等と車道の区別のある道路においては車道。）の中央から左の部分を通行しなければならない。

- 道路交通法第18条第1項（左側寄り通行等）

車両（トロリーバスを除く。）は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、自動車及び原動機付自転車にあっては道路の左側に寄って、軽車両にあっては道路の左側端に寄って、それぞれ当該道路を通行しなければならない。

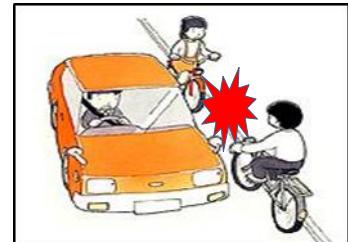
※ 道路交通法第2条第1項第8号・第11号（概要）

- ・ 車両とは自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。
- ・ 自転車は、軽車両に分類される。

＜指導のポイント＞

車は左側通行です。

車の仲間である自転車も左側通行となり、車道の左側端を通行しなければなりません。



② 自転車で走行中、交差点を右折する時は、車と同じように右折してもよい。【×】

A : 車と同じように右折してはいけません。

- 道路交通法第34条第3項（左折又は右折）

軽車両は、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければならない。

- 交通の方法に関する教則 第3章第2節3（交差点の通り方（抜粋））

(3) 交差点での右左折は、次の方法でしなければなりません。

イ 右折は、次の方法でしなければなりません。

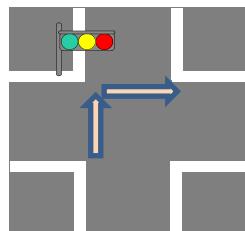
(ア) 信号機などにより交通整理の行われている交差点では、青信号で交差点の向こう側までまっすぐに進み、その地点で止まって右に向きを変え、前方の信号が青になってから進むようにしなければなりません。

なお、赤信号や黄信号であっても自動車や原動機付自転車は青の矢印の信号によって右折できる場合がありますが、この場合でも自転車は進むことはできません。

＜指導のポイント＞

自転車に乗って交差点を右折するときはできる限り道路の左側端に寄り、2段階右折をしなければなりません。

(右図に記載の矢印のとおりに右折する。)



③ 下図の信号が青色の灯火の場合、自転車は直進、左折、右折をすることが出来る。【×】

A：自転車は、直進又は左折することが出来る。

● 道路交通法施行令第2条第4項

公安委員会が、人の形の記号を有する青色の灯火、人の形の記号を有する青色の灯火の点滅又は人の形の記号を有する赤色の灯火の信号を表示する信号機について、当該信号機の信号が歩行者及び自転車に対して意味を表示するものである旨を内閣府令（道路交通法施行規則第3条の2（信号の表示））で定めるところにより表示した場合における当該信号の意味は、次の表の上欄に掲げる信号の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

人の形の記号を有する赤色の灯火	人の形の記号を有する青色の灯火の点滅	人の形の記号を有する青色の灯火
1 省略	1 省略	1 省略
2 自転車は、道路の横断を始め、又は停止位置を越えて進行してはならないこと。	2 自転車は、道路の横断を始めてはならず、また、当該信号が表示された時において停止位置に近接しているため安全に停止することができない場合を除き、停止位置を越えて進行してはならないこと。	2 自転車は、直進をし、又は左折することができること。
3 省略		
4 省略		

※ 道路交通法第7条（信号機の信号等に従う義務（抜粋））

道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等に従わなければならぬ。

※ 交通の方法に関する教則 第1章第2節1（信号の意味（抜粋））

(3) 人の形の記号のある信号は、歩行者と横断歩道を進行する普通自転車に対するものですが、その他の自転車もその信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されている場合は、その信号機の信号に従わなければなりません。

※ 交通の方法に関する教則第3章第2節3（交差点の通り方（抜粋））

(1) 信号が青になってから横断しましょう。

なお、「歩行者・自転車専用」と表示されている歩行者用信号機がある場合や横断歩道を進行する場合は、歩行者用信号機の信号に従わなければなりません。

<指導のポイント>

問題③の信号では、自転車は直進し、左折することができるという意味ですので、右折するときは交差点の向こう側まで直進し、その地点で向きを変え、次に進むべき方向の信号が青になるのを待ちます。（問題②参照）

また、信号は「進め」ではなく、「進むことができる」という意味ですので青信号に変わってもすぐに進むことなく、周囲の安全確認をしっかりしてから進みましょう。

④ 携帯電話（スマートフォン）を手に持って通話したり、表示されたゲーム等の画像を見ながら自転車を運転してもよい。【×】

A：携帯電話（スマートフォン）を手に持って通話したり、表示されたゲームやメールの等の画像を見ながら自転車を運転してはいけません。

- 大阪府道路交通規則第13条第1項第3号（運転者の遵守事項）

携帯電話用装置を手で保持して通話し、又は画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視しながら自転車を運転しないこと。

<指導のポイント>

携帯電話（スマートフォン）を使用しながらの片手運転は安定を失う恐れがあり、また、ゲームやメール等の画像を見ながらの脇見運転は大変危険なので、絶対にやめましょう。

⑤ 「自転車歩道通行可」の標識がある歩道を走る際、歩道の車道寄りをすぐに停止できる速度で走行する。【○】

A：歩道の中央から車道寄りの部分をすぐに止まれるような速度で走行しましょう。

- ※ 道路交通法第63条の4第1項（自転車の歩道通行：概要）

道路交通法施行令第26条（普通自転車により歩道を通行することができる者）

- ・ 自転車歩道通行可の道路標識等がある場合

- ・ 児童及び幼児（13歳未満の子ども）

- ・ 70歳以上の者

- ・ 身体の不自由な人

の場合

- ・ 道路工事をしているとき、駐車車両や交通量が多いなど、車道を安全に通行ができる



ない場合は、歩道を通行することができる。

● 道路交通法第63条の4第2項（自転車の歩道通行（抜粋））

普通自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分（道路標識等により普通自転車が通行すべき部分として指定された普通自転車通行指定部分があるときは、当該普通自転車通行指定部分）を徐行しなければならず、また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。

ただし、普通自転車通行指定部分については、当該普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がいるときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

● 交通の方法に関する教則第3章第2節2（走行上の注意（抜粋））

(8) 歩道を通過するときは、普通自転車は、歩行者優先で通行しなければなりません。この場合、次の方法により通行しなければなりません。

ア　すぐ停止できるような速度で徐行すること。ただし、白線と自転車の標示によって指定された部分がある歩道において、その部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がいないときは、歩道の状況に応じた安全な速度（すぐ徐行に移ることができるような速度）と方法でその部分を通行することができます。

イ　歩行者の通行を妨げる恐れの場合は、一時停止すること。

<指導のポイント>

歩道は歩行者優先ですので、自転車は歩行者の通行を妨げないように歩道の車道寄りを徐行しなければなりません。

また、スピードを出して歩道を走行することは非常に危険ですので、やめましょう。